

瑞浪市地域振興事業費補助金一覧表

【 集会所建築事業 】

(令和3年4月1日現在)

補助対象事業	補助対象経費等	補助率等	補助限度額 (万円) 1施設当たり	備考
集会所建築事業	新築事業 集会所の新築に要する経費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等集会所施設を建設するために通常必要な経費から解体費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費をいう。）	3分の1以内	800	新築及び既存施設等の取得を含む。（建て替えは新築として扱う。）同一事業に対し市（国・県等を含む。）から補助金等の交付を受けた場合の補助金額は、補助対象経費からその補助金等を控除した額を基に算出した金額とする。
	特別警戒区域内から特別警戒区域外へ集会所を移すための集会所の新築に要する経費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等集会所施設を建設するために通常必要な経費から解体費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費をいう。）	3分の1に1.1を乗じた率以内 （令和3年度から令和5年度までの間に事業が完了するものにあつては3分の1に1.5を乗じた率以内）	880 （令和3年度から令和5年度までの間に事業が完了するものにあつては1,200）	
	増改築事業 集会所又は集会所として活用しようとする空家の増築又は一部の改築に要する経費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等集会所施設を建設するために通常必要な経費から解体費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費をいう。） ただし、経費が増築の場合は100万円以上、一部の改築の場合は200万円以上のものに限る。	3分の1以内	400	新設後10年間及び補助金交付後5年間は対象外とする。
	特別警戒区域内から特別警戒区域外へ集会所を移すための集会所の増改築に要する経費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等集会所施設を建設するために通常必要な経費から解体費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費をいう。）	3分の1に1.1を乗じた率以内 （令和3年度から令和5年度までの間に事業が完了するものにあつては3分の1に1.5を乗じた率以内）	440 （令和3年度から令和5年度までの間に事業が完了するものにあつては600）	
	改修事業 集会所又は集会所として活用しようとする空家の改修（備品等の購入及び修理を除く。）に要する経費（建築主体工事費、電気工事費、給排水衛生設備工事費等集会所施設を建設するために通常必要な経費、バリアフリー工事費（スロープ、手すり等の設置工事）、トイレの水洗化工事費等から据付け備品等以外の備品に係る経費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費をいう。） ただし、経費が50万円以上のものに限る。	3分の1以内	400	
	瑞浪市建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成18年告示第32号）による耐震診断を受けている集会所又は集会所として活用しようとする空家であつて、耐震診断の結果、上部構造評点（以下「Iw値」という。）が1.0未満又は構造耐震指標（以下「Is値」という。）が0.6未満と診断されたものの安全性を確保するための耐震補強工事（主要構造物が木造の場合は、Iw値を1.0以上に、非木造の場合は、Is値を0.6以上にする工事をいう。）に伴う増改築及び改修に要する経費から解体費、撤去費、設計費、事務費等を除いた経費。ただし、経費が50万円以上のものに限る。	2分の1以内	800	

※ 特別警戒区域：土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき岐阜県知事が指定した土砂災害特別警戒区域をいいます。

【 遊園地整備事業、スポーツ広場整備事業 】

(令和3年4月1日現在)

補助対象事業	補助対象経費等	補助率等	補助限度額 (万円) 1施設当たり	備考
スポーツ広場整備事業	1 整地及び排水工事に要する経費 2 フェンス等設置工事に要する経費 3 表層用土砂購入に要する経費	2分の1以内	300	
遊園地整備事業	1 整地及び排水工事に要する経費 2 フェンス等設置工事に要する経費 3 表層用土砂購入に要する経費 4 遊具の設置に要する経費	2分の1以内	75	

※ 補助金交付までのおおよその流れは次のとおりとなります。

【 前年度9月下旬まで 】

【 当該年度工事着工まで 】

- ① 地区での協議 → ② 市へ事前報告（見積り等） ③ 補助金申請 → ④ 工事着工（補助金交付決定通知後）

【 当該年度工事完了後 】

- ⑤ 市へ実績報告 → ⑥ 補助金精算（補助金確定通知後）

* 原則、『当該年度内に工事着工 → 工事完了するもの』に限ります。